

# 公益財団法人公益法人協会 第6回評議員会議事録

- 1 開催された日時 平成23年6月23日(木) 10時～12時10分
- 2 開催された場所 学士会館 302号室
- 3 評議員総数及び定足数  
総数 24名、定足数 13名
- 4 出席評議員数 17名  
(本人出席) 伊藤道雄、上野 宏、大貫正男、岸本幸子、桐原保法、佐藤孝安、  
渋谷雅英、菅谷良昭、高橋陽子、成田千代治、西山雄治、野村 萬、  
原田洋一、宮崎幸雄、恵小百合、矢内 顯、山岡義典  
(欠 席) 今村泰弘、入山 映、木原啓吉、黒田かをり、田中弥生、松原 明、  
溝淵泰男  
(監事出席) 高宮洋一、中田ちず子  
(理事出席) 太田達男理事長、金沢俊弘専務理事、鈴木勝治専務理事、土肥寿員常務  
理事
- 5 議 案  
決議事項 第1号議案『議事録署名人の選出』の件  
第2号議案『平成22年度事業報告並びに同附属明細書の承認』の件  
第3号議案『平成22年計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及  
び同附属明細書の承認』の件  
第4号議案『理事の選任』の件  
第5号議案『監事の選任』の件  
第6号議案『評議員の選任』の件  
第7号議案『役員等候補選出委員会委員の選任を議案とする』件(評議  
員提案権による議案)  
第8号議案『役員等候補選出委員会委員の選任』の件(同上)  
報告事項 (1) 「東日本大震災被害者緊急支援のための救援基金」の募金及び支援金  
配分の状況について  
(2) 理事会の決議内容又は議案について  
(3) 職務執行の状況について  
(4) 公益法人に係る税制について  
① 震災関連指定寄附金について  
② 平成23年度税制改正について  
(5) 特定非営利活動促進法の一部改正について  
(6) 公益認定等委員会の動向及び認定・認可答申の状況について
- 6 議事の経過及びその結果

冒頭で金沢専務理事より、評議員総数24名中17名が出席、7名欠席であること、したがって開催要件の過半数である定足数を充足していることを確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行次第及び議案資料について説明があった。

定款の規定に基づき、山岡評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

#### (決議事項)

##### 第1号議案『議事録署名人の選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、伊藤道雄、渋沢雅英の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

##### 第2号議案『平成22年度事業報告並びに同附属明細書の承認』の件

##### 第3号議案『平成22年計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書の承認』の件

議長の求めに応じ、第2号議案、第3号議案の説明が続けて行われた。

初めに、理事長より第2号議案の事業報告及び附属明細書案につき、平成22年度事業計画において策定した基本方針に対応して次のとおり説明があった。

<基本方針1>「出版物、Web、シンポジウム等の活用並びにメディア及び各地市民社会組織との連絡を密にすることにより、新制度を通じた民間公益活動の推進と寄附文化の醸成に努めること」

「寄附文化の醸成」については、平成23年度税制改正において特に寄附金の年末調整適用と財産寄附に係る特定財産寄附信託制度の創設を求め、要望・提言活動を続け一定の成果を得たこと。また、寄附金に係る税額控除制度について、公益法人にPST要件を課することに反対し活動したが、結局政府提出法案にはこれが規定されたことから、その確認申請手続について極力簡素化するよう要望、その方向での調整がされる方向となっている。

国内非営利組織との連携については、後出「東日本大震災対応」のとおり大震災救援活動に参加する非営利組織との情報共有、連帯に努めた。また、海外非営利組織については、インデペンデントセクター、CIVICUS、AGNA、NCVO、台湾公益団体自律聯盟などの会合に参加、海外事情の収集、国内情報の発信に努めたこと、他。

<基本方針2>「会員団体をはじめとする現存公益法人が円滑に新制度へ移行できるよう、相談室、セミナー及び出版物の発行等支援体制を一層強化、充実させること。併せて、新設法人の公益認定を支援すること」

相談室事業では、過去最高の面談相談1,055件、電話相談3,810件に対応した。併せて、内閣府委託事業として官民コラボによる相談会を、東京中心に15回実施し、延べ1,019法人が利用した。

セミナー事業では、会計セミナー等を合計46回開催する外、少人数による連続講座「認定申請はわかり塾」を前年度に引き続き東京、大阪及び名古屋で都合18コ

ース開催した。また、新しい試みとして、公益認定等委員会委員・担当官を招き、事業内容・法人類型別の「グループ別情報交換会」を計10回開催した。

ブログ「公法協の認定申請日記」による情報提供とQ&Aも知識の普及に大きな役割を果たした他、『新公益法人制度 認定申請はやわかり』『同 認可申請はやわかり』など各種参考書を出版した。機関誌『公益法人』は、「特例民法法人の円滑な移行支援」を基本コンセプトとし、新制度への対応及び移行問題を中心に編集した。

<基本方針3>「新制度の運用状況を監視するとともに、必要ある場合にはその是正を求め、さらに根本的解釈が必要な場合には、早期に法令・ガイドライン等改正の運動を展開すること」

第二次民間法制・税制調査会の検討成果として、「公益法人制度改正の要望」を平成22年4月にまとめた。また、同「要望」に則し、財務基準等10項目からなる公益法人制度改正の要望を政府及び与党へ提出(同月)、枝野内閣府特命担当大臣には面談の上説明し要望した(同5月)。その結果、法改正はならなかったものの、移行審査における運用・解釈面での弾力化がある程度実現した。また、寄附税制についても活発な要望活動を行った。

<東日本大震災対応>

大震災直後の3月14日、救援活動に従事する公益法人・特例民法法人・特定非営利活動法人を中心とする非営利団体や被害を受けた現地福祉施設などに配分することを目的に「東日本大震災被害者緊急支援のための救援基金」を立ち上げた。救援基金及び支援金については別項目で報告するが、公法協をはじめ公益法人等の震災関連活動事例は、5月20日に実現した指定寄附金の包括告示に、大きな支援材料となった。

続いて、金沢専務理事より次のとおり第3号議案の説明があった。

平成22年度は、貸借対照表に記載されているとおり、当期一般正味財産額が1,871万円増加し、大変良い決算ができた。その結果、流動資産もほぼ同額の1,893万円増加した。また、3月14日から同月31日の期間において、当協会に寄附された東日本大震災関連の寄附金841万円は、指定正味財産として受入れ、第11回理事会(決議の省略)でご承認いただいた当協会の寄附金100万円と合わせた941万円は、特定資産(支援金資金)として計上した。

正味財産増減計算書(経常収益)の入会金・会費収益をみると、会員数が40団体純増(前年度26団体増)した結果、入会金・会費収益は前年に比べ286万円増加し11,186万円となった。事業収益は、5事業合計で前年に比べ952万円増加し1億円を超える11,609万円となった。内訳をみると、出版事業収益は2,752万円の前年を下回ったが予算はほぼ達成した。相談事業収益は、内閣府相談会受託分として483万円(予算時は未計上)と非会員の有料相談が増えたことで前年度収益を大きく上回った。セミナー事業は、会計セミナーの好調と認定はやわかり塾の参加費を改定したことで前年に比べ944万円増加し6,270万円となった。機関誌事業は、広告収入が不調で、前年に比べ221万円減収し1,281万円となった。情報公開事業収益は、利用者獲得に力を入れたこともあり、前年収益をほぼ確保するとともに予算を大きく達成(115.83%)

し803万円となった。

経常費用は、事業収益が全体で8.94%増加したにもかかわらず、本年度も費用の削減と効率化を推進したこともあり、前年に比べ1.33%増の277万円程度と小額の増加にとどまり21,023万円となった。経常費用の内訳をみると、人件費は前年に比べ179万円増加したが、これは内閣府相談会受託に伴う要員1名他の人件費が増加したことが主な理由である。物件費の中で、大きな差異を生じた科目をみると、旅費交通費と会場費が共に200万円以上増加したが、これは事業の拡大に伴うものである。また、印刷製本費の304万円の減少は、年度末の書籍在庫（貯蔵品）が282万円増加したことに対する調整である。当期経常増減額は、前年に比べ972万円増加し1,931万円となった。

東日本大震災関連の寄附金841万円は、指定正味財産増減の部の当期指定正味財産増減額（寄附金受取支援金）として計上したが、23年度においては公益目的事業1（普及啓発事業）の「国内外非営利組織との連携」として支出されることになる。定期提出書類は、6月末までに行政庁に提出するが、この寄附金841万円は、別表C(2)控除対象財産においては、6号財産の公益目的事業に計上する。

正味財産増減計算書の内訳表は、経常収益の各部門も経常費用の各科目も、予算時点での従事割合等の比率をそのまま使用する、いわゆる「自然体」で作成した。その結果、収支相償は第一及び第二段階で、ともにマイナスであり、公益目的事業比率は87.5%、遊休財産も公益目的事業の経常費用を大きく下回り財務三基準はすべて問題がない。

法人会計の当期一般正味財産増減額は1,952万円となるが、これを原資に、一つは23年度に小規模法人の公益認定申請を支援する救済事業を実施したい。この事業は、公益目的事業2（支援・能力開発事業）の「セミナー事業」の中で、認定はやわかり塾の特殊版的なものとなるが、約500万円を計画している。二つは、24年度に当協会は創立40周年を迎えるので、その周年事業に約400万円程度を使いたいと考えている。

また、監事を代表して高宮監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第2号議案及び第3号議案に関連して、次の質疑応答があった。

（成田評議員）内閣府の委託事業（相談会）が赤字、とはどういうことか。

（太田理事長）公法協派遣相談員の謝金及び出張費は自己負担、又会場費、パーティーション設置費などが見積り以上に多額に上ったという事情で、担当役職員の間接経費を除いても赤字になる、ということ。実際に出て行ったお金（直接経費）だけだと70～80万だが、これが間接経費を入れるともっと増える計算になる。

特定非営利活動法人なども同様の問題を抱えるようであるが、行政から委託を受けた事業というのは、通常フルコストリカバリーができない。今後、非営利セクター全体として改善を提言していかなくてはならないことかもしれない。

(金沢専務理事) 初年度は税込 483 万円で落札したが、実際いくらで落札できるのか入札時はわからない。業者選定に当たり 3 分の 1 が価格、3 分の 2 は事業内容(企画)で審査されるのだが、価格については見当がつきにくいところがある。先方が 500 万円以内の予算で考えている事業を 501 万円で入札すると、いわばサドンデスになる。新しい事業の初年度でもあり、安全策を講じて金額は安めに出した、という面もある。

(岸本評議員) 職員の増員はどうなっているのか。

(太田理事長) 職員はぎりぎりの人数で対応している。事業費が 2 年続けて 1 億を超えたのは、特殊な状況だと思っている。人を雇うことは可能であるが、後々の財務を圧迫することが懸念されるので、採用は当初予定したものより少なめに抑えている。

(恵評議員) 正味財産増減財産書の「旅費交通費」は交通費実費のみなのか、それとも出張謝金や日当も含んでいるのか。

(金沢専務理事) 日常の通勤費を含んでいる。また、おっしゃるように日当も入っている。

(恵評議員) 規程では、出張する距離に応じて増額しているのか。

(金沢専務理事) 距離に応じているが、100 km を区切りにしている。都内は日当が出ない。

(恵評議員) 事業年度は 3 月 31 日までだから、3 月 11 日に発生した震災関係の事業費用はあまり発生していない時期であろう。それ以外の、事業活動の範囲や件数が増えた、ということか。

(太田理事長) そのとおりである。

(宮崎評議員) 会場費が 200 万円発生しているが、これも行政の委託事業であるのに必要費用がカバーできない結果だと思う。例えば、公法協主催セミナーの会場が野村證券のケースがしばしばある。野村證券の好意の協力であると思うが、一方、特定企業との共催事業であるかのような誤解を受ける。事実はどうなのか。

(太田理事長) 内閣府からの業務委託収入では、会場費が十分に賄えない。また、会場費はハコだけ借りるのではなく、相談ブースを何十か設けるためにパーティションを大量に用意しなければならない、その調達に 1 回当たり二十数万円ほどかかるが、それだけでも相当な費用負担になり、コストをカバーできない。なるべく安いところ、なかんずく無料で提供いただけるのであればお願いしたいということになる。野村證券には相談会以外の、例えば地方で自主開催している会計セミナーでも各支店をお借りしており、先方はそれを CSR 活動の一環として行っている。見方によれば、特定の営利企業と癒着しているように見えるかもしれないが、実際には特別な利害関係は存在しない。

(宮崎評議員) 必要なカバーリングコストが委託費で賄える事が、非常利法人の受託事業にとって不可欠な要件ではないかと思う。

(山岡評議員) これは日本NPOセンターの事例であるが、入札のときに堂々とそれ(カバーリングコスト)を乗せるから、金額が高くなり結果として政府の仕事を落札できない。結果をみると、落札したところの倍くらいの金額で入札している。現実には、小さなNPOが小さな委託事業に頼ると、資金繰りとしては一息つけるものの、じわじわと苦しい状況に陥っていく。職員採用も期間契約になり、人材育成に必ずしも結びつかない、という側面がある。

(宮崎評議員) これらのことを、今のうちに是正をしておかないと、将来的に費用負担がかさみ、組織運営に大きな問題になる。

(山岡評議員) 入札制度も良し悪しであり、年間予算数千万円規模の法人が1千万も2千万円も受託事業を請け負い、苦しんでいるところがある。公法協の場合は、年間2億円の規模で五百万円足らずだから健全である。また、今はいわば移行特需であるが、移行期間終了後はどういう形で運営していくかを考える、重要な時期かと思う。

以上、第2号議案、第3号議案を審議の結果、両案とも原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

#### 第4号議案『理事の選任』の件

議長より、2回にわたる役員候補選出委員会(以下「選出委員会」)において、まず第1回では理事会に要請する候補者選出の基本方針を決め、次に第2回では理事会から提出された候補者について審議され、本評議員会へ提出する候補者が選出されたことにつき、選出委員会議事録をもとに説明があった。

続いて、議長の求めに応じ、理事長から理事の改選案につき説明があった。説明によると、現理事15名のうち3名は勤務先の財団理事を退任する等の理由から再任を希望せず、選出委員会ではこの3名を除く12名の再任候補者と、基本方針に基づき新たに3名が理事候補者として選出された。原案どおり選任されると、改選後の理事総数は改選前と変わらず15名(定数10~15名)になる、とのことである。

審議の結果、次のとおり選任を出席評議員全員一致で可決した。

(再任)

浦上節子、太田達男、片山正夫、金沢俊弘、鈴木勝治、田中 皓、土肥寿員、長瀧重信、福原義春、堀田 力、宮川守久、山本 正

(新任)

岸本 幸子 ((特活)パブリックリソースセンター理事・事務局長)

早瀬 昇 ((福)大阪ボランティア協会常務理事)

松岡 紀雄 (神奈川大学名誉教授)

任期はいずれも、選任された日から平成25年定時評議員会終結の時まで。

なお、任期満了による退任者3名は次のとおり。

加藤広樹、水野淳二郎、宮川康雄

#### 第5号議案『監事の選任』の件

議長の求めに応じ、理事長より監事の改選案につき説明があった。説明によると、現監事3名のうち専門職(公認会計士、弁護士)である2名が改選となるが、現構成はバランスがとれているので、両名とも再任候補者とするにつき、選出委員会で承認された。原案どおり選任されると、改選後の監事3名(定数2名以上3名以下)の顔ぶれは改選前と同じ、ということである。

審議の結果、次のとおり選任を出席評議員全員一致で可決した。

(再任)

中田ちず子、平川純子

任期は、選任された日から平成27年定時評議員会終結の時まで。

#### 第6号議案『評議員の選任』の件

議長の求めに応じ、理事長より評議員の改選案につき説明があった。説明によると、現評議員24名の任期は平成25年定時評議員会までであるが、うち2名が本評議員会をもって辞任し、さらに1名が先ほど理事に選任されたため評議員を退任するので、総数は定数(20名以上30名以内)下限に近い21名となる。選出委員会では、新たに8名が評議員候補者として選出された。原案どおり選任されれば、改選後の評議員総数は29名になるとのことである。

審議の結果、次の8名の選任を出席評議員全員一致で可決した。

今井 渉 ((公財)サントリー文化財団専務理事)

大西 健丞 ((公社) Civic Force 代表理事)

四戸 靖郷 ((社)日本工学会事務局長)

茶野 順子 ((財)笹川平和財団常勤理事)

鶴見 和雄 ((公財)プラン・ジャパン代表理事・専務理事)

中野佳代子 ((公財)国際文化フォーラム業務執行理事)

深尾 昌峰 ((公財)京都地域創造基金理事長)

巻島 一郎 ((一社)不動産証券化協会専務理事)

任期は、選任された日から平成27年定時評議員会終結の時まで。

なお、退任者3名は次のとおり。

岸本幸子(理事就任)、成田千代治、溝渕泰男

#### 第7号議案『役員等候補選出委員会委員の選任を議案とする』の件

議長から、新たな事項を臨時議案として審議することにつき、議案説明があった。説明によると、この議案は本評議員会の当初議案にはないが、岸本評議員が第4号議案の決議により理事に選任され、評議員を退任することから、「評議員7名で構成する」(「役員等候補選出委員会規則」第3条第1項)選出委員会の委員を退任することになり、欠員が1名生ずる。同委員の選任は評議員会において行うこととされているので(同規則第3条第3項)、次の臨時評議員会(来年3月開催)まで空白期間を置かず、

本評議員会で選任することにつき、一般法人法第185条(評議員提案権)により提案する、とのことであった。

審議の結果、議案として審議することを出席評議員全員一致で可決した。

#### 第8号議案『役員等候補選出委員会委員の選任』の件

第7号議案の決議に基づき、議長が役員候補選出委員会委員1名の補充選任につき諮ったところ、出席評議員全員一致で、黒田かをり評議員を選任した。

#### (報告事項)

##### ①「東日本大震災被害者緊急支援のための救援基金」の募金及び支援金配分の状況について

金沢専務理事より、救援基金に関する目論見書、配分委員会内規、同名簿、6月6日までの総寄附金額(1,970万円)及び配分要綱につき、資料に基づいて説明があった。また、4月14日に第一回配分委員会が、5月11日に第二回配分委員会が、6月15日に第三回配分委員会が開催され、合わせて39団体に総額1,863万円(一件当たり50万円程度)が支出されたとの説明があった。本救援基金は、被災地域に住所を置く団体を対象として、直接の救援活動に対し支援するものであり、人件費やガソリン代等の管理費としての使途も認めているなど支出先のNPO法人に想像以上に喜ばれた。また、すべての寄附者へ、配分先と金額を記載した報告書を出状している旨の説明があった。

##### ② 理事会の決議内容又は議案について

鈴木専務理事より、第11回理事会(3月30日、決議の省略の方法による)及び第12回理事会(6月7日開催)の決議内容、また、本日午後に開催を予定している臨時理事会の議案につき報告があった。

##### ③ 職務執行の状況について

鈴木専務理事より、第10回理事会より後の職務執行の状況につき資料に基づき説明があった。公1では、移行後の実際の運営に関する質問が多くなっていることから、『公益法人運営はやわかり』『公益法人会計はじめの一步』などが出版される予定であること。公2では、内閣府相談会の開催が20回予定されており、5月に至っては内閣府の要請で3回開催したこと、また、「はやわかり塾」の地方開催の参加者がやや低調であること。公3では、専門委員会として税制委員会の開催、調査研究において非営利法人法研究会を開催したことをはじめ、4月5日付で当協会が法務省に要望していた平成24年4月1日(日)の移行登記が事実上可能になった旨、内閣府のホームページで4月下旬公表されたことが報告された。また、23年度税制改正については、4月中旬以降、民主党、自民党の関係議員他各方面と面談、説明を行い、震災特例税制法案において公益法人等への寄附も認定NPO法人同様に特定震災指定寄附金とするよう要望を重ねていたが、5月20日付で公益法人につき財務大臣の指定寄附金に包括する告示があったことが報告された。

##### ④ 公益法人に係る税制について



鈴木専務理事より、震災関連指定寄附金及び平成23年度税制改正について報告があった。うち、震災関係指定寄附金については③で報告したように財務大臣による指定寄附金の包括告示があった。対象となるのは被災地で実際に活動を行う公益法人であり、例えば助成のみ行う公益法人は対象とならないが、認定NPO法人と並んでこのステータスを得た意義は大きいと考えている、とのことである。また、平成23年度税制改正については、個人が一定の要件を満たした公益社団法人・公益財団法人へ寄附金を支出した場合、当該寄附金につき、所得控除(寄附金控除)との選択で税額控除制度の適用を受けることが可能になり、特に小口の寄附者にとって減税効果が大きい税額控除の設置により、寄附金の増加が大いに期待されるとのことである。

⑤ 特定非営利活動促進法の一部改正について

鈴木専務理事より、NPO法人に関して所轄庁の変更、認証制度の柔軟化・簡素化、また、認定制度及び仮認定制度の導入等を骨子とする法律改正があったこと、また、認定・仮認定要件の内容につき報告があった。

⑥ 公益認定等委員会の動向及び認定・認可答申の状況について

鈴木専務理事より、移行に関する全国の認定・認可及び申請の状況について、資料をもとに報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、12時10分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成23年7月12日

議長 山岡 義典 

議事録署名人 伊藤 道雄 

議事録署名人 渋谷 雅英 

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務担当課長 加藤 利文  
総務部 松野 亜希子

